

統計法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>（基幹統計に関する公表事項）</p> <p>第三条 法第八条第一項の政令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。</p> <p>一 統計調査以外の方法により基幹統計を作成した場合 当該基幹統計の目的、作成の方法、当該基幹統計における用語の定義その他の当該基幹統計の利用に際し参考となるべき事項</p> <p>二 統計調査の方法により基幹統計を作成した場合 当該基幹統計の目的、統計調査の方法により作成された旨、当該統計調査に關し次に掲げる事項、当該基幹統計における用語の定義その他の当該基幹統計の利用に際し参考となるべき事項</p> <p>イ 調査対象の範囲</p> <p>ロ 報告を求めた事項及びその基準とした期日又は期間</p> <p>ハ 報告を求めた個人又は法人その他の団体</p> <p>ニ 報告を求めたために用いた方法</p> <p>（基幹統計調査であること等の明示）</p> <p>第五条 行政機関の長は、基幹統計調査を行うに当たっては、その報告</p> | <p>（基幹統計に関する公表事項）</p> <p>第三条 （同上）</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 （同上）</p> <p>イ （同上）</p> <p>ロ （同上）</p> <p>ハ 報告を求めた者</p> <p>ニ （同上）</p> <p>（基幹統計調査であること等の明示）</p> <p>第五条 行政機関の長は、基幹統計調査を行うに当たっては、その報告</p> |

を求める個人又は法人その他の団体に対し、当該調査に係る統計が基幹統計に該当することを示す事実並びに当該調査について法第十三条及び第十五条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用がある旨を、調査票に記載することその他の方法により、明示しなければならない。

（指定地方公共団体及びその行う統計調査の届出の手續）

第七条 法第二十四条第一項の政令で定める地方公共団体は、都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）とする。

2 法第二十四条第一項の規定による届出は、当該届出に係る統計調査を行う日の三十日前までに同項各号に掲げる事項を記載した書類を届け出ることにより行うものとする。

3 前項の書類には、調査票を添付しなければならない。

（指定独立行政法人等及びその行う統計調査の届出の手續）

第八条 法第二十五条の政令で定める独立行政法人等は、日本銀行とする。

2 前条第二項及び第三項の規定は、法第二十五条の届出について準用する。

（削る）

（手数料の額等）

第十二条 法第三十三条の二第一項の規定により行政機関の長が行った

を求める者に対し、当該調査に係る統計が基幹統計に該当することを示す事実並びに当該調査について法第十三条及び第十五条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用がある旨を、調査票に記載することその他の方法により、明示しなければならない。

（統計調査の届出をしなければならない地方公共団体及び当該届出の手續）

第七条 （同上）

2 （同上）

3 （同上）

（統計調査の届出をしなければならない独立行政法人等及び当該届出の手續）

第八条 （同上）

2 （同上）

（事務の全部の委託先となるべき独立行政法人等）

第十二条 法第三十七条の政令で定める独立行政法人等は、独立行政法人統計センターとする。

（手数料の額等）

（新設）

統計調査に係る調査票情報の提供を受ける者が法第三十八条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 調査票情報の提供に要する時間一時間までごとに四千四百円

二 調査票情報の提供に関する次のイ又はロに掲げる方法の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 光ディスク（日本工業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する

直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 一枚につき百円

ロ 光ディスク（日本工業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 一枚につき百二十円

三 調査票情報の送付に要する費用（当該送付を求める場合に限る。）

一

2) 法第三十四条第一項の規定により行政機関の長に委託をする者が法第三十八条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 法第三十四条第一項の規定による統計の作成等に要する時間一時間までごとに四千四百円

二 統計成果物（委託により作成した統計又は委託による統計的研究の成果をいう。次号において同じ。）の提供に関する次のイ又はロに掲げる方法の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

（削る）

第十三条 法第三十四条の規定により行政機関の長に委託をする者が法第三十八条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 法第三十四条の規定による統計の作成等に要する時間一時間までごとに五千九百円

二 統計成果物（委託により作成した統計又は委託による統計的研究の成果をいう。次号において同じ。）の提供に関する次のイからニまでに掲げる方法の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ 用紙に出力したものの交付 用紙一枚につき十円

(削る)

イ 前項第二号イの光ディスクに複写したものの交付 一枚につき百円

ロ 前項第二号ロの光ディスクに複写したものの交付 一枚につき百二十円

三 統計成果物の送付に要する費用(当該送付を求める場合に限り)

四 前三号に掲げるもののほか、委託を受ける行政機関の長が統計の作成等に要する費用として定める額

3) 法第三十六条第一項の規定により行政機関の長が作成した匿名データの提供を受ける者が法第三十八条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 請求一件につき千九百五十円

二 統計調査の期日又は期間及び調査票情報の種類を勘案して行政機関の長によってまとめられた匿名データの集合物の一つにつき四千四百五十円

三 匿名データの提供に関する次のイ又はロに掲げる方法の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

ロ フレキシブルディスクカートリッジ(日本工業規格X六二二三に適合する幅九十ミリメートルのものに限る。)に複写したものの交付 一枚につき五十円

ハ 光ディスク(日本工業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付 一枚につき百円

ニ 光ディスク(日本工業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付 一枚につき百二十円

三 統計成果物の送付に要する費用(当該送付を求める場合に限り)

四 前三号に掲げるもののほか、委託を受ける行政機関の長が統計の作成等に要する費用として定める額

2) 法第三十六条の規定により行政機関の長が作成した匿名データの提供を受ける者が法第三十八条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 請求一件につき千八百五十円

二 統計調査の期日又は期間及び調査票情報の種類を勘案して行政機関の長によってまとめられた匿名データの集合物の一つにつき八千五百円

三 匿名データの提供に関する次のイからハまでに掲げる方法の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

(削る)

イ 前項第二号イの光ディスクに複写したものの交付 一枚につき百円

ロ 前項第二号ロの光ディスクに複写したものの交付 一枚につき百二十円

四 匿名データの送付に要する費用(当該送付を求める場合に限り)

4 前三項の手数料は、次に掲げる場合を除き、総務省令で定める依頼書に収入印紙を貼って納付しなければならない。

一 特許庁長官に対し、法第三十三条の二第一項の規定による調査票情報の提供を求め、法第三十四条第一項の規定による統計の作成等を委託し、又は法第三十六条第一項の規定による匿名データの提供を求める場合

二 前三項の手数料の納付を現金ですることが可能である旨を行政機関の長(特許庁長官を除く。)が官報で公示した場合において、当該手数料を当該行政機関に対し現金で納付する場合

三 法第三十八条第一項の規定により独立行政法人統計センターに対し手数料を納付する場合

イ 前項第二号ロのフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付 一枚につき五十円

ロ 前項第二号ハの光ディスクに複写したものの交付 一枚につき百円

ハ 前項第二号ニの光ディスクに複写したものの交付 一枚につき百二十円

四 匿名データの送付に要する費用(当該送付を求める場合に限り)

3 前二項の手数料は、次に掲げる場合を除き、総務省令で定める依頼書に収入印紙をはって納付しなければならない。

一 特許庁長官に対し、法第三十四条の規定による統計の作成等を委託し、又は法第三十六条の規定による匿名データの提供を求める場合

二 前二項の手数料の納付を現金ですることが可能である旨を行政機関の長(特許庁長官を除く。)が官報で公示した場合において、当該手数料を当該行政機関に対し現金で納付する場合

三 法第三十八条第一項の規定により受託独立行政法人等に対し手数料を納付する場合

○統計法施行令の一部を改正する政令案

附 則

この政令は、統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十一年五月一日）から施行する。